

議会運営委員会会議録

令和4年9月20日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：17

案 件

1 請願第9号 新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願

○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「請願第9号 新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として金子加代議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

（ 紹介議員 移動 ）

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○金子議員

おはようございます。今日はどうもありがとうございます。では、今回の請願の紹介議員になりました金子です。どうぞよろしくお願ひいたします。まずは、新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願を読ませていただきます。

新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願。

要旨、新体育館の移動式観覧席についての不透明さを明らかにするため、百条委員会を設置してください。

理由、日頃から飯塚市民の暮らしのために力を尽くしてくださって、ありがとうございます。

私たちは、6月27日に6月議会の最終日を傍聴したものです。その際、市の行政の不透明さとされている部分を初めて聞かされ、もし、これが事実であるならこのままにしておいては、将来への禍根を残すことになると思います、この請願を出すことにしました。

言うまでもなく、「不透明とされていること」とは、新体育館の移動式観覧席に関することです。

議会傍聴と言っても、私たち傍聴者はただ黙って座って議場でのやり取りを聞くだけです、何の配布資料もありません。

聞き取れなかった部分も少なからずあって、話された内容を理解したとは言い難いのです。

それでもこの件にからむ入札について、副議長・元飯塚市部長の職という要職にあった方、さらには市長までが関係していたのではないかと聞けば、このことを明らかにしてほしいと思うのは、当然のことではないでしょうか。こういった一連のことが事実であるなら、私たちから集められた税金が不当に水増しして支出されているかもしれません。

6月議会の最終日当日は、少なからぬ議員さんから、この件についての発言がありましたが、不透明のまま、議論は終えられ、採択されたと感じています。

本来、議会の採決は、十分な議論が前提であるはずですが、あの採決は、私たちには拙速な採決に見えてしまいました。この不透明さを透明にするために手立てを講じていただきたいです。

ぜひ、百条委員会を設置し、新体育館の移動式観覧席について、私たちにも十分理解できる

ような審議をしていただけますよう、強く要望いたします。これが請願の内容でした。

私は、この新体育館の移動式観覧席に関して、議会や委員会で審議され、経過について確認いたしました。まずは、令和2年5月26日、協働環境委員会での「議案第56号 契約の締結（飯塚市新体育館等建設工事）」において初めて審議されました。次に、今年度に入り、令和4年6月23日、協働環境委員会での「議案第61号 財産の取得（移動式観覧席）」において審議されました。さらに、令和4年6月27日、先ほど請願者が言われておりました6月27日の本会議において、反対討論6、金子、深町議員、川上議員、小幡議員、松延議員、江口議員が討論されましたが、また、賛成2の討論、佐藤議員、守光議員が討論されました。そして、結果的には、反対12、賛成15で可決されました。その後、8月5日の総務委員会、また、9月12日の一般質問においても、移動式観覧席の入札の経緯などが質問されています。これが移動式観覧席の審議の経緯です、事実だけです。

私は、今回、請願者から紹介議員のお話をいただき、請願者と何度か話をいたしました。請願者が1番言いたいと言われたことは、先ほど、請願書にもありましたように、行政の不透明さを明らかにしてほしいということです。請願者が言われている行政の不透明さ、これは何かとお聞きしましたところ、令和2年5月26日の協働環境委員会で、移動式観覧席が1回目の入札では含まれていますが、2回目の入札で外されて、そしてさらに3回目の入札で落札したこと。しかし、この3回目の入札の中に、この体育館の建築工事というところに入っていなかったということ、行政側がしっかり説明がなされてなかったということです。

また、指名競争入札が13者あった。その中でも、10者が辞退した理由が不十分であると感じていること。応札した最後の3者が、副議長、元飯塚市部長、さらには市長までが関係している事業所であったこと。そして、仕様書に関して細かい指示がされており、1社の特定されたものしか考えられないこと。

また、移動式観覧席の見積書を2者からとったということだけでも、会社名、見積額は非公表であるということでした。私が改めて委員会の議事録を読み返しましたところ、令和2年5月26日、初めて審議されたその協働環境委員会の中で、川上議員が1回目と3回目の体育館工事の金額の増額についてお尋ねされております。その中で、執行部は、コンクリート関係で1950万円、鉄骨関係で1億740万円、内外装関係のもので2255万円、外構の関係で800万円ほどの増額になっておまして、その合計が1億5745万円になっております。それ以外の残額3645万6千円につきましては、そのほかの工事、金属工事であったり仮設工事であったり、それ以外のものの資材関係の増減によって、経費としては増額になっておりますというふうに答えられています。つまり、この中でも移動式観覧席のことは全く触れられておりません。1回目のときには、移動式観覧席のことは含まれていると言ったにもかかわらず、3回目は、この移動式観覧席のことが何も言われていない。その説明が不十分です。

また、3月の議会で別の議案が通りました。定数を元に戻すというものです。何のために戻すかと言ったら、やはり多様性のある、そして様々な市民の意見を取り入れられる議会にすること。そのために私たちは増やしていこうと決めました。元に戻そうと決めました。しっかり市民の意見、そして、まずは請願者の思いを受けて、議会としての役割をしっかり果たすことが、私たち議員の使命だと考えております。

100条委員会は、議会が調査権を持つところです。今回のことで、残念ながら、行政に対して不信感を感じている市民は請願者以外にもいらっしゃいます。令和2年5月26日、もしくは令和4年6月23日の協働環境委員会で、十分な資料や回答があれば、その場で審議できたのですが、残念ながらそれはできませんでした。行政に対しての不信感を取り払うためにも、私たち議会がしっかりと調査すべきだと考えております。どうぞご賛同のほど、よろしく願います。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。まず、日本共産党の立場を述べておきたいと思います。この一連の経過については、曖昧にできず、議会は100条調査によって自浄能力を発揮するとともに、本来のチェック力を発揮することが、今ほど問われているときはないと。この立場は、6月27日に、本会議における移動式観覧席取得契約議案に対する反対討論で明らかにしたとおりです。6月20日の議案質疑でも、癒着の構造がないか突っ込んだ質問を繰り返しました。6月27日、6月定例会最終日、契約議案は賛成15、反対12の3票差で可決となっています。しかしながら、不透明感は拭えず、市民から厳しい批判が市政に向けられ、それは広がっています。

この際、紹介議員の立場をお尋ねしたいと思います。

○金子議員

私の紹介議員としての立場ということですが、新体育館建設に関しては、私も不透明感があるということで反対しましたし、今回の移動式観覧席に関しても、やはり不透明さ、そして不公平があると討論いたしまして反対しております。

○川上委員

今回、請願9号ですけれども、市民の請願理由は、第1は、入札に副議長、元飯塚市部長、さらに市長が関係していたのではないかと、明らかにしてほしい。第2は、税金が不当に支出されているかもしれない。そう考える根拠は、請願趣旨によれば、6月27日の市議会における論戦とのことです。

そこで、請願者の問題意識、紹介議員のほうでももう少し詳しく紹介していただければと思います。

○金子議員

私も請願者といろいろ話をさせていただきました。その中で言われていたことは、このぐらいで100条委員会を設置ということであれば、しょっちゅう設置しなくてはいけなくなる。既に予算案に賛成したので、今さら反対できません。これが、私たちが聞いた議員さんたちの言葉です。議会は、市税が適切に使われているかを審議するチェック機関であることを忘れたかのようなせりふです。しかも、その重要な役割は、主権者である市民から負託された大事な役割です。このことを、しっかり今1度、胸に刻んでいただきたいです。というふうに請願者は言われました。

○川上委員

それではですね、今回は地方自治法100条に基づく調査を議会に求めるということになっていますので、紹介議員のほうで、その100条の調査の内容についてお尋ねするか、議会事務局に尋ねようかと思っているところですけど、どうでしょうか。

○委員長

答えられる。100条委員会とはどんなものか。

○議会事務局次長

ただいまのご質問のありました100条委員会についてご説明させていただきます。一般的に「100条委員会」というふうに言われておりますけれども、これは地方自治法第100条第1項におきまして、「第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）

に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」というように規定されておりまして、この権限を議会が委員会に委任して行うことができます。

通常、常任委員会におきましては、所管事務調査という形で、地方自治法第109条第2項の規定に基づき、「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」とされています。

これは常任委員会が所管について本会議や他の委員会等から制約されず能動的に調査できることを規定したものであり、一般に所管事務調査権といわれ固有の権限として認められています。所管事務の調査を行うことにより執行機関を監視し、付託議案の審査を深め、必要により委員として附帯決議案、議員として議案を提出することに発展いたします。

これに対して、100条調査権につきましては、1番目に、委員以外の第三者をも対象とし、2番目に、その経験した事実を述べてもらい、3番目に、調査の充実を期すため罰則、具体的には、記録提出の拒否、証言の拒否、虚偽陳述といった行為について罰則を伴うことで強制力を有しているものでございます。以上です。

○川上委員

ということは、既に議決してしまっているからということで、調査の対象になりませんということはないということですよ。

○議会事務局次長

議会の議決とその調査の対象というのは異なってきますので、それについては異なるというふうに考えております。

○川上委員

ということで、15人の議員が賛成してしまっている、あるいは13人が反対した。しかし、不透明だから反対したわけではないという方もあるかもしれませんが、この議案に賛成したか、反対したかというのは、この請願を採択するのに、可決するのに妨げにはならないというふうに私は思いますが、事務局のほうで何か気づくことがありますか。

○議会事務局次長

先ほども申しましたけれども、議会の議決結果と調査すべき事件というところでの判断については、その対象が違いますので、その判断についてはそれぞれの議員でお考えになることかと思えます。

○川上委員

先ほど紹介議員が、こういうふうにおっしゃる議員もいるということがありましたけど、そういうことをあんまり心配しないで良いということが、今、分かりました。

そこで、今回、請願とのかかわりで、100条設置という場合、出頭及び証言並びに記録の提出を求める選挙人、または関係人については、今回の場合は、業者、それから市執行部、それから政治家とに及ぶことがあると思うんだけど、そうしたイメージは、間違っていますか。

○議会事務局次長

その対象につきましては、実際に100条委員会の設置が決定して、その100条委員会の中で決定していくことだというふうに考えております。

○川上委員

ありがとうございました。その設置された委員会が、今申し上げたような対象者を、選挙人及び関係人ということで、出頭及び証言並びに記録の提出を求めた場合、正当な理由がないのに、これを拒んだときは、どういうことになりますか。

○議会事務局次長

ただいまの件につきましては、地方自治法第100条第3項に規定がされております。読み上げます。「第1項後段の規定により出頭または記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。」というふうに規定されております。

○川上委員

事務局で分かりますか、こういう罰を受けた場合、業者はどういう不利益があるか。例えば指名停止とかあるか。または、政治家の場合であれば、どういう不利益があるか。公民権の停止とかがないのかとか、そういうことは分かりますか。

○議会事務局次長

その辺については承知しておりません。

○川上委員

それでは、呼ばれたので出頭します。でも嘘を言いました。虚偽の陳述をしましたという場合は、どういうことになりますか。

○議会事務局次長

虚偽の陳述につきましては、地方自治法第100条第7項に規定がされております。読み上げます。「第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。」というふうに規定されております。

○川上委員

そうしますと、共産党は、かなり議長からストップかけられましたけど、6月議会で100条調査委員会の設置で戦うべきだという趣旨のことを申し上げました、討論で。しかし、今言ったような禁錮だとか罰金とか、不名誉なことも待っているということであれば、自分が関係人として呼ばれるかもしれないという人たちは、この設置に絶対反対と、困るということで頑張りますよね。絶対それだけはしてもらいたくない。出頭拒否しただけで罰ですからね。記録の提出を拒否しただけでも罰になるわけですから。もう設置そのものが困りますという人たちがあるわけです、現実に。しかも、その中には政治家も含まれているわけですから、市役所も。だから、市民にとっては相当強力な、何て言うかな、対立する勢力ですよ。ですから、この100条調査というのは、議会が決めるのは決めるんだけど、市民の強力な、私の言葉で言えば圧力というか、がなければ、議会は100条調査を簡単には設置しないと思います。今日このように多くの皆さんが傍聴に見えて、インターネットでも相当数の方が、今、傍聴されていると思います。視聴されていると思います。これは、市議会議員に真剣にやってくれということ伝えることとしても非常に重要だと思います。あとは討論で述べます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

事務局にお尋ねいたします。今100条の権限等々について川上委員からの質問でもあったんですけど、ちょっと詳細になりますが、協働環境委員会並びに総務委員会等で質疑があったときに、答弁を差し控えるもしくは見積書の資料要求があったときに、資料は提出できないという答弁があったかと記憶しております。100条委員会であれば、この資料要求並びに質疑については、きちんと答えなければならない。また見積書は提出しなければならない。そういう理解でよろしいですか。

○議会事務局次長

先ほど川上委員の質疑の中でもお答えをしましたが、地方自治法第100条において、改め

て読み上げますと、第3項で規定しております。「第1項後段の規定により出頭または記録の提出の請求を受けた選挙人その他職の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。」となっていますので、正当な理由がないのに、記録を提出しない、証言を拒んだときは、そういった罰則があるということになります。

○委員長

次長、もうちょっとゆっくり。

○江口委員

つまり、さきの協働環境委員会並びに総務委員会のようなことは基本的にはない。十分な、強力な調査権限がある委員会であるという理解でよろしいですね。

○議会事務局次長

罰則がございますので、そういった強い調査権を有するというふうに考えております。

○江口委員

もう一つ、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出に関しては、入札の業者の方々等々も含まれるという理解でよろしいですか。

○議会事務局次長

選挙人その他の関係人というふうに規定がされております。これについて委員会のほうで、そういった決定がなされれば、そういったことになるかというふうに考えております。

○江口委員

もう一つ、こういった請願を認めると、同種の請願がいっぱい出てきて混乱するのではないかというご意見があるように聞いております。ただ、この100条委員会、そうそう事例としてはないものであると記憶しております。100条委員会が飯塚市議会においてつくられた事例について、ご案内いただけますか。

○議会事務局次長

合併以降の新飯塚市におきまして、100条調査権を付与された委員会、特別委員会というのは、1件事例がございます。設置時期は平成25年12月25日から平成26年3月20日まで、特別委員会の名称は中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会ということで、設置がなされたことがございます。

○江口委員

参考のために、そのときの調査結果、概略で結構なので、ご案内いただけますか。

○議会事務局次長

すみません。手元に資料がございません。会議録等を見れば分かるんでしょうけども、今はちょっとお答えができません。ただ、このときはそういった告発とか、そういった事例まではいってなかったというふうに記憶をしております。

○江口委員

この100条委員会、ある意味、分からないから、分からないことをきちんと明らかにするために設置されるという理解でよろしいですか。目的としては、それで問題ないということでもよろしいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：31

再 開 10：32

委員会を再開いたします。

○議会事務局次長

もちろん不明な部分を調査していくという部分では、そういった形になりますけれども、先ほど地方自治法第100条に基づく調査、それと通常、常任委員会に付与されています地方自治法第109条第2項の調査がありますので、その辺りは十分ご検討いただいた上で、判断はしていただくべきというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

今回、100条委員会の設置を求める内容の請願ですが、紹介議員の金子さんの会派には、ほかにも議案に反対された議員がいらっしゃると思うんですけど、請願ではなく、議員提出議案にはしようとは考えなかったのでしょうか。

○金子議員

今回は考えてはおりません。まずは請願者の気持ちを優先しようと思いました。

○瀬戸委員

その請願者の気持ちを酌んで、請願をもらったときに、議員提出議案を出そうとは思わなかったんですかという質問ですけど。

○金子議員

はい、思いませんでした。

○瀬戸委員

理由は。

○金子議員

すみません。思いつきません。請願者の気持ちを優先しようと思ったので、私はそのようにしました。そこは考えておりません。

○瀬戸委員

請願が採択されただけでは100条委員会は設置されないと思うんですけど、その後、結局、議員提出議案という形で出すと思うんですけど、そっちのほうにしなかったのは、気持ちを汲んだら、そっちのほうが、結局は、請願を採択して議員提出議案という形になりますよね、ルール上は。それをしなかったのは、なぜですか。

○金子議員

まずはゆっくり考えようと思いましたので、それで、まずは請願だけということで考えております。

○瀬戸委員

もう少し詳しくお願いします。

○金子議員

詳しくもなにも、まず請願と思ったので、それで今回の形をとりました。

○瀬戸委員

では次に、設置するに当たって、委員数や調査費用を定める必要がありますが、そういったことは、紹介議員の中でお考えがあるのでしょうか。

○金子議員

いろいろな調査費用もあると思いますけども、私がほかの市町村等を見たところ、何個かしか見ていませんけども、200万円程度というのがありましたので、そのくらいかなというふうなことは思っておりましたけど、実際には、まだ具体性は考えておりません。

○瀬戸委員

これは先ほどもありましたように、この議案は協働環境委員会で審査された議案ですけど、紹介議員自身は所属委員会で、所属されていまして、その委員会の議論が不十分だったと主張

されるような今回の請願ですが、それで紹介議員になられた理由というのは何でしょうか。

○金子議員

質問委員が言われますように、私が不十分と思ったから、この紹介議員になったということです。言われたとおりです。

○瀬戸委員

この請願の内容について、「27日の最終日を傍聴し、市の行政の不透明さを初めて聞かされ、」から「聞き取れなかった部分も少なからずあって、話された内容を理解したとは言い難い。」という文面になっていますが、これは最終日を傍聴した後にも、委員会のYouTubeなども見られてないということでしょうか。

○金子議員

それは請願者のことなので、私は存じ上げません。

○瀬戸委員

そう言われたときに、その案内はしなかったんですか、紹介議員のほうから。委員会で、そういうのも、YouTubeも後から見れますよというのを、紹介しなかったんでしょうか。

○金子議員

すみません。YouTubeを見てくださいますとは言いませんでしたけども、協働環境委員会での話はいたしました。

○瀬戸委員

それで、この内容については理解をされているということでしょうか、それを紹介議員が説明されて。この話された内容を理解、聞き取れなかった部分があったりという部分については、理解をされたということですか。その後、紹介議員の説明によって。

○金子議員

すみません。ちょっと言っている意味がよく分からないんですけど、話されていることを、協働環境委員会の中で私が聞いたことを説明しました。傍聴に行った後に、その後に私が説明したということは分かりますよね。その後に説明したけれども、理解ができないということで、それで請願を出そうということになったんだと考えております。

○瀬戸委員

それは、その内容のことであって、この文面に対しての質問をしているのであって、聞き取れなかった部分があったと文には書いてあるんですよね。その部分に対しての、理解したとは言い難いとは書いていたんですけど、YouTubeとかを見れば、聞き取れなかった部分は聞き取れるとは思えます。そういったことは理解していただいているのでしょうかという内容です。

○金子議員

恐らく、そのときに傍聴席で聞き取れなかった部分も少なからずあって、話された内容を理解したとは言い難いと、そのとおりだと思うんですよね。その場で聞き取れず、また私が説明しても分からず、それで理解ができなかったと書いてあると思います。

○瀬戸委員

後半の部分なんですけど、「最終日には、少なからず議員さんから、この件について発言がありました、不透明なまま、議論を終えられ、採択されたと感じています。本来、議会の採決は、十分な議論の前提があるはずです」とありますが、これは、協働環境委員会で十分な議論がされなかったというような話も出ているのですが、紹介議員は協働環境委員会に所属されて議論、議論というか審査、議案審査もされたとは思いますが、議論を、結局、終結して、採決をしたということなんですけど、納得されて、採決をしたということでしょうか。

○金子議員

すみません。あのとき、本当に正直言いますと、私は質問することが精一杯で、十分な回答も得られなかった。それで、私は十分な議論がなされないまま終わってしまったという、私の中での気持ちはあります。

○瀬戸委員

議論がされなかったと。継続審査を申込んだりはしなかったということですか。

○金子議員

それこそY o u T u b eを見ていただいたら分かると思いますけど、しておりません。

○瀬戸委員

じゃあ、所管事務調査については考えられなかったということですか。

○金子議員

所管事務調査については、そのときは考えついておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

ちょっと委員長にお伺いしたいんですけど。私は今回の請願に対して、市民が行政に対して不信感を感じているというところを、はっきりさせたいというところからの請願なんですけども、実際、今まで飯塚市の条例の中に、そういったものを防ぐために飯塚市の職員倫理条例というのがあると思います。この中に、不正な働きかけというもの、それは合理的な理由なく特定の者に有利な取扱い又は不利益な取扱いを求めること。合理的な理由なく特定の者に義務のないことを行わせ、また特定の者の権利の行使を妨げること等というふうになっています。ちょっと判断基準の一つとして、例えば、その当時の課長であるとか、部長であるとか、そういった不正な働きかけといったものが、実際あったのかどうかといったものを、この場で聞くということはできますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:43

再 開 10:47

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

それでは、金子議員、本日はお忙しいところありがとうございました。紹介議員に対する質疑を終結いたします。退席されて結構です。

(紹介議員 退席)

暫時休憩いたします。

休 憩 10:48

再 開 10:59

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「請願第9号 新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」に、賛成の立場から討論を行います。

請願の内容は、移動式観覧席についての不透明さを明らかにするために、市議会が100条

調査委員会を設置して、市民が十分に理解できるようにすることです。請願理由では、「入札について副議長・元飯塚市部長の職という要職にあった方、さらには市長までが関係していたのではないかと聞けば、このことを明らかにしてほしいと思うのは、当然のことではないでしょうか。こういった一連のことが事実であるなら、私たちから集められた税金が不当に水増しして支出されているかもしれません。」との記述があります。そう考える根拠については、「6月議会の最終日当日は、少なからぬ議員さんから、この件についての発言がありましたが、不透明のまま、議論は終えられ、採択されたと感じています」とあります。この不透明感は、審議時間が足りなかったわけでもなく、本質において権限を持った委員会が調査、議論ではなく調査をしなければならぬということを示していると思います。

移動式観覧席504席の契約金額は7843万円です。観覧席1席当たり15万5600円です。耐用年限15年以上と注文するだけで、実際は何年か分かりませんとの答弁がありました。誰の税金で仕事をしているつもりでしょうか。

入札では、調達が可能と思われる13者を指名しましたが、10者がそれぞれの理由を挙げて入札を辞退しました。そのうち4者は納期が間に合わないことが理由だったそうです。好んで辞退をしたのか、辞退せざるを得なかったのかは、この間の調査では、まだ分かりません。いずれにしても、3者の入札によって業者が決定しました。入札の状況は、確かにインターネットで見ることができます。しかし、この3者の実態、3者の関係についてまでは見えないのであります。入札は5月14日で、応札は株式会社SY8千万円、グッドイナフ株式会社7130万円、株式会社福岡ソフトウェアセンター7250万円です。本会議の議案質疑において、私が質問したわけですが、飯塚市小正298番地23、プロスペリティSYの株式会社SYについて市議会議員の関わる会社かと尋ねると、市役所は議場の中で、代表者の名前を紹介して答弁し、関係性を否定できませんでした。飯塚市新立岩4番4号、グッドイナフ株式会社については、従業員がいるのかなどをはじめ事業実態と実績を確認したかを尋ねました。実態がおぼろげであることを私は指摘しました。市役所の答弁によって、しっかりした把握はできていないこと。またやる気のなかったことも浮き彫りになりました。この会社の代表取締役は、市議会議員との間柄も問われるところであり、第三セクターの株式会社福岡ソフトウェアセンターは資本金約10億円です。前2者は400万円、500万円程度です。この福岡ソフトウェアセンターは、今回発注者である片峯市長が副会長で、市幹部OBが唯一の代表権を持つ代表取締役です。13者のうち10者が辞退する構図のもとで、3者の間でどういう談合があったか、なかったか。移動式観覧席がどういうルートで、どこから、どう調達されるか。しっかりしたチェックが必要です。

市長は本来、内部調査をきちんと行い、市民に納得がいく説明をする責任があります。そもそも体育館の移転新築については、体育館検討委員会で事務局を務めた市役所担当課が、市役所の考えだと示したことから、あつという間に方向性が固まる経過の中で、莫大な財政出動を伴う移転新築の判断、入札やり直しの繰り返しと工事中止、工事費の7億円の増大、全て片峯市長が決断したことであります。移動式観覧席の購入方式と入札、様々な不透明な事態が次々に起きています。今後さらに、体育館の指定管理者の選定も不透明の延長線上で進められることとなります。移動式観覧席の発注に関わる事態を考える上で、本体工事入札をめぐる不透明な入札まで遡って検討する必要があります。本体工事の3回目入札告示の予定価格が1回目から2億円アップして、3つの入札の予定価格は総額で39億2900万円に膨れ上がりました。三井住友、西松、浅沼が代わる代わる株式会社サカヒラと、鉄建と安藤・間が交代して九特興業と、東洋、赤尾組とそれぞれにコンビを組んで登場しました。サカヒラと大手ゼネコンのコンビの連続3回の入札直前の辞退はただごとではありません。この行為は、安藤・間、九特興業の落札につながっていくわけです。このサカヒラとともに1回目の三井住友、2回目の西松、

3回目の浅沼について行うべき本市の調査は行われていないばかりか、事情聴取の記録についても、相手方の名前も記載しないなど、ずさんにもほどがあります。サカヒラだけではなくゼネコン3者については、本社に対して事情を聞くことも含めて、9者について談合がなかったか、またこれほどの事態が生じて、市内部において官製談合の影がなかったかを調査していないことは極めて重大であります。サカヒラを含むグループは、3回目の入札当日、金額を書くべきところ――

○委員長

川上委員に申し上げます。案件から離れていますので、これは、そっちの入札ではなくて、違うほうなので、そちらのほうにしてください。

○川上委員

辞退と書いていました。飯塚市は、2者が応札し入札が成立したからといってサカヒラに事情を聞くこともしませんでした。この談合あるいは官製談合の疑いは、経過全体から浮き彫りになるものだけではなく、1番として、本体工事予定価格を2億円も膨らませた証拠となる資料を、何の根拠にもならないのに、情報公開条例を盾に契約議案を審査する議会に隠し続けている事実。2つ目に、2億円も膨らませた内訳を、2年前、2020年5月26日の協働環境委員会における私の質問に即答できず、繰り返し長時間の休憩を要求して、その場で計算を始めて、ようやくはじき出した数字を答弁した事実。

○委員長

途中ですが、川上委員、先ほどと同じで、案件から外れていますので、案件の部分だけお願いします。そっちの入札ではなくて、椅子の入札です。

○川上委員

この案件は、一貫した不透明さに包まれている中で、市民は分かりにくいんですよ。だから、不透明感が続いている事態を、少しは遡らないと、100条設置でいかないと。さっき誰か権限のない所管事務でやったらどうですかと言ったけど――

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:10

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

○川上委員

1回目、3回目の入札金額の違いの数字については、代表的な工種、コンクリート関係で1950万円、鉄骨関係で1億740万円、内外装関係のもので2255万円、外構の関係で800万円ほど増額になっている。その合計が1億5745万円。それ以外の残額の3645万6千円は、その他の金属工事、仮設工事、それ以外のものの資材関係の増減、こんなことを、わざわざ休憩をとって計算したんですよ。この事実は、議案が出ているんですから、この2億円アップの証拠あるいは根拠となる資料が、そもそもその質問のときまで市内部に存在したのか、していなかったのではないかという疑念さえ生まれる。そうした状況があったと思います。

こうした事実は、市民と飯塚市の未来のために曖昧にできず、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができ、これを拒否し、あるいは虚偽の証言をすれば、告発する権限を持つ100条調査によって、市議会は自浄能力を発揮するとともに、本来の市の市政監視、チェック力を発揮しなければなりません。これらを監視し、チェックすべき飯塚市議会では昨年、2021年の議長選挙で500万円と議長ポストのやりとりがあったと暴露がある中で、市民の審査請求を受けて、現在、政治倫理審査会で――

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:12

再 開 11:12

委員会を再開いたします。

○川上委員

市議会議員が審査対象者、関係者に呼ばれました。非公開で2回目やったわけですけど、3回目は10月7日、公開で行われます。この市議会を覆う不透明感というのは、新体育館をめぐる不透明感とつながっています。100条調査において、出頭及び証言並びに記録の提出を求める選挙人その他の関係人は、業者については、今回入札に関係するグッドイナフ株式会社、株式会社SY、株式会社福岡ソフトウェアセンターほか入札を辞退した10業者及び移動式観覧席調達に関係するメーカー、今回、発注の背景となる新体育館本体工事入札に関係する大手ゼネコン6者及び地元のサカヒラ、九特興業、赤尾組のそれぞれの関係者、また、発注者サイドについては、片峯市長、久世副市長、藤江副市長ほか関係当時を含む総務部長、契約課長、市民協働部長、スポーツ振興課長、都市建設部長、建築課長、行政経営部長、さらに政治家については、これらと関係が深い市議会議員を含めることになろうかと考えます。

以上で私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○瀬戸委員

「請願第9号 新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会の設置を求める請願」に反対の立場から討論いたします。

移動式観覧席の財産取得議案は、協働環境委員会の審査において、原案どおり可決すべきものと決定され、その後、本会議においては賛成、反対、それぞれの立場から、多くの議員の討論が述べられた上で、採決を行った結果、賛成多数で原案可決となったものであります。議論が尽くされていないということであれば、継続審査や所管事務所調査といった取扱いもできたと思いますし、実際にそういった取扱いになっている議員提出議案もありますことから、本請願に反対の立場で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○江口委員

本請願に賛成の立場から討論いたします。

ただいま協働環境委員会並びに総務委員会で継続審査をしなかったことが述べられました。しかしながら、十分な資料、説明がなされなかったから反対という意思を確定してきたから、継続審査とならなかったものと思っております。今回の移動式観覧席について、購入の経緯等々に関しては不透明なままであります。よって、この不透明さを明らかにするためには、100条の権限を付与するしかありません。よって、設置したいという請願に対しては賛成であります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第9号 新体育館の移動式観覧席に関する百条委員会設置を求める請願」を採択することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。
これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。